

シ・1・0（有効・保存期間：令和5年3月末）

一般（備二）第156号
令和4年6月10日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

梅雨期及び台風期における災害警備態勢の強化について（通達）

梅雨期及び台風期においては、集中豪雨や局地的大雨により、河川の急な増水、氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り等による被害の発生が懸念されることから、各警察署にあっては、下記事項に留意の上、梅雨期及び台風期における災害警備態勢の強化に努められたい。

記

1 災害危険箇所の実態把握等

(1) 過去の風水害の発生状況から、集中豪雨、台風、突風（竜巻等）等による被害の発生が予想される

- 山（崖）崩れ危険箇所
- 倒壊及び落下のおそれのある建造物、工作物
- 宅地造成地等における地滑り危険箇所
- 洪水及び高潮による浸水危険箇所
- 局地的大雨による河川の氾濫、急な増水、道路冠水等の危険箇所
- 土石流、鉄砲水等流出危険箇所
- 地下施設等地下空間における浸水危険箇所
- 最近の風水害・地震等による被災箇所

等の災害危険箇所の実態把握を行い、平素から関係自治体との情報共有を積極的に図るとともに、同所に対する警戒を徹底すること。

(2) 災害復旧事業施行中の箇所については、災害の再発、復旧作業中の事故等を未然に防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行うなど、適切な措置を講じること。

(3) 自治体、施設管理者等に対する管理者対策を積極的に推進すること。

とりわけ、要配慮者利用施設に対しては、自治体と連携した避難訓練の実施、避難状況の確認に必要な連絡体制の確立、避難の確保のための措置に関する計画の作成等について、過去の被害事例を踏まえた実効性のある対策を講じること。

(4) 災害危険箇所周辺の避難路及び避難場所の点検・検証を行うこと。

2 情報収集と的確な情勢判断

各種気象情報、河川の水位情報や流域の浸水情報、土砂災害、竜巻等突風に関する

異常な自然現象等の災害情報を迅速かつ正確に収集するため、国土交通省の地方機関、気象台、自治体等の防災関係機関との連携体制の確立を図るとともに、地域住民やボランティア団体との協力体制の強化に努めること。

また、収集した災害関連情報については、多角的に分析・検討を加えるなど、的確な情勢判断を行うこと。

3 警備態勢の早期確立

災害が発生していない場合であっても、防災気象情報・警戒レベル情報等を踏まえ、災害の切迫度が高まっていると判断したときは、「災害警備連絡室」等を設置し、事態の変化に応じて体制の見直しを行うなど、適切な指揮体制の確立を図ること。

また、必要により第二機動隊員等に自宅待機を命じ、又は召集を発令するなど、警備態勢を早期に確立するとともに、被害が発生した場合は、状況に応じて現地指揮所の設置及び機動隊等の応援派遣を検討すること。

なお、災害対応に当たっては、警察本部の災害警備本部等と緊密な連携を図ること。

4 住民の主体的な避難行動に資する環境の構築

災害が発生するおそれのある地域については、警察職員の認知した情報を積極的に関係自治体に提供するなど、市町村が行う避難指示等の発令に関する各種取組について協力すること。

また、国・県は各種防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供しており、これにより、防災気象情報と警戒レベルの関係性を示し、居住者等の主体的な避難行動のほか、市町村の避難指示の発令を支援していることから、これらの情報に留意し、必要に応じて、居住者等に直接声掛けすることも含め、地域の実態に応じた適切な情報伝達を実施し、居住者等の主体的な避難行動を支援すること。

さらに、市町村や県の区域を越えた広域避難が必要となる地域においては、市町村、県等の関係機関間で早めの情報共有や調整、意思決定がなされるよう、平時より関係機関間で顔の見える関係を構築し、具体的な計画や協定等の締結を進めるなど円滑な広域避難の実施に向けた取組を支援すること。

5 要配慮者への情報伝達等

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しては、安全かつ迅速な避難が実施されるよう、関係自治体と連携し、要配慮者に避難指示等の必要な情報が確実に伝達されるような措置を促すなど適切な取組を推進すること。

6 災害警備活動用装備資機材の点検整備等

災害の発生に備え、災害警備活動用装備資機材の点検整備及びその保有実態の把握を行うとともに、操法訓練を反復して実施するなど災害警備活動に齟齬のないよう配意すること。

また、警察本部及び各警察署が策定した業務継続計画に基づき、業務継続のために必要な庁舎機能及び非常用電源の確保状況について点検を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うなど、災害発生時の業務継続に遺漏のないようにすること。

7 情報通信部門との連携

災害の発生に備え、管内の無線不感地帯を把握した上で、簡易中継機能等による対処法についての指導教養を行うとともに、通信手段の複数確保に努めること。

8 安全対策の徹底

(1) 活動時における安全対策

現場での災害警備活動に当たっては、土砂災害等の二次災害の発生のおそれが高いことから、各種事故防止に万全を期すること。

(2) 災害対応における新型コロナウイルス感染症防止対策

ア 災害警備本部等の設置における対策

災害警備本部等の設置に備え、災害の規模に応じた最低限必要な従事者及び代替要員をあらかじめ定めておくとともに、透明アクリル板・ビニールシート、消毒薬、マスク等の感染防止資機材の整備・備蓄を推進すること。

また、災害警備本部等を設置する際は、従事者の健康管理を徹底するとともに、必要に応じて、透明アクリル板・ビニールシート等の設置、手洗い・手指消毒、マスクの着用等を行うこと。

イ 部隊活動における対策

部隊活動においては、活動内容に応じてタイベックスーツ等の適切な感染防護資機材を使用すること。

なお、活動時の気象条件等によっては、熱中症等新型コロナウイルス感染症以外の疾病にも注意を要するので、現場環境に応じた装備資機材を使用すること。

9 報告

(1) 災害発生報告

災害発生を認知した場合は、直ちに事案概要を警察本部に報告するとともに、山形県警察災害警備実施計画（平成25年3月8日付け例規（備二）第8号。以下「災害警備実施計画」という。）に定める災害発生報告書（別記様式第12号）を速やかに作成して報告すること。

(2) 実態把握結果

災害危険箇所の実態把握において、新規把握又は既存資料の修正があった場合は、隨時、災害警備実施計画に定める警察措置を要する山崖崩れ危険箇所調査表（別記様式第2号）及び警察措置を要する海岸等調査表（別記様式第3号）により報告すること。

（担当）災害対策係